

使用開始日 2014年7月22日

投資信託説明書(交付目論見書)

5642-①

ツインアクセル(ブラジル国債&オーストラリア小型株式)《2021-01》

追加型投信／海外／資産複合

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

- 委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]
大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
- ・ホームページ <http://www.daiwa-am.co.jp/>
- ・コールセンター 0120-106212(営業日の9:00~17:00)
- 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]
株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(債券、株式)))	年1回	オセアニア、 中南米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<http://www.toushin.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和証券投資信託委託株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	13兆648億44百万円
(平成26年5月末現在)	

- 本文書により行なう「ツインアクセル(ブラジル国債&オーストラリア小型株式)《2021-01》」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成26年7月16日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。



ファンドの目的

ブラジル国債およびオーストラリアの小型株式等に投資し、
信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1 ブラジル・レアル建てのブラジル国債 およびオーストラリアの小型株式等に投資します。

◆ニュージーランドの小型株式等にも投資します。

※株式等にはDR（預託証券）、リート（不動産投資信託）を含みます。

2 設定当初の債券と株式等への投資比率は概ね6:4とします。 その後、為替や株価の値動き等により投資比率は変化します。

当ファンドのイメージ

【当初設定時】

【満期償還時 (2021年1月)】

当初投資元本
(ブラジル・
レアルベース)
=100

株式運用部分
(オーストラリア
の小型株式等)
40

債券運用部分
(ブラジル・
レアル建て国債)
60

株式運用部分

債券運用部分
(ブラジル・
レアルベース)
100

アクセル② 【収益アクセル】株式の値上がり益、配当等

オーストラリアの小型株式等に投資し、株式の値上がり益
等の獲得をめざします。

アクセル① 【収益アクセル】債券の利息、利息再投資 収益、債券の償還差益等

高金利で投資適格のブラジル・レアル建て国債に投資し、
満期償還時にブラジル・レアルベースで当初投資元本の
確保(*)をめざします。

(*) 設定時における金融取引税の税率およびブラジル国債の
利回りの水準、また、信託期間中のブラジル国債の利回りの
推移によっては、満期償還時に、ブラジル・レアルベースで
当初投資元本の確保ができない場合があります。

※左図はイメージ図であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証
するものではありません。

※左記の比率はイメージであり、実際の投資比率とは一致しません。

※満期償還時、途中売却時等に、円ベースで当初投資元本が確保されるわけではありません。

※当ファンドは、債券、株式など値動きのある証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、
投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

※債券運用部分は、ブラジル・レアルベースでの元本確保が達成できたとしても、対円での為替の影響を受けるため、
円ベースでの投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

◆当ファンドは、時価総額や売買高の点で規模が小さいオーストラリアの小型株式等を組入れるため、大量の解約が
あった場合には、一時的に、比較的流動性の高いブラジル国債の売却で対応する場合があります。

ファンドの目的・特色

3 ブラジル国債の運用にあたっては、償還日が当ファンドの信託期間終了日に近い銘柄を中心に投資します。

4 株式等の運用は、アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッドが行ないます。

◆ 株式等の運用にあたっては、アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。

アバディーン・グループについて

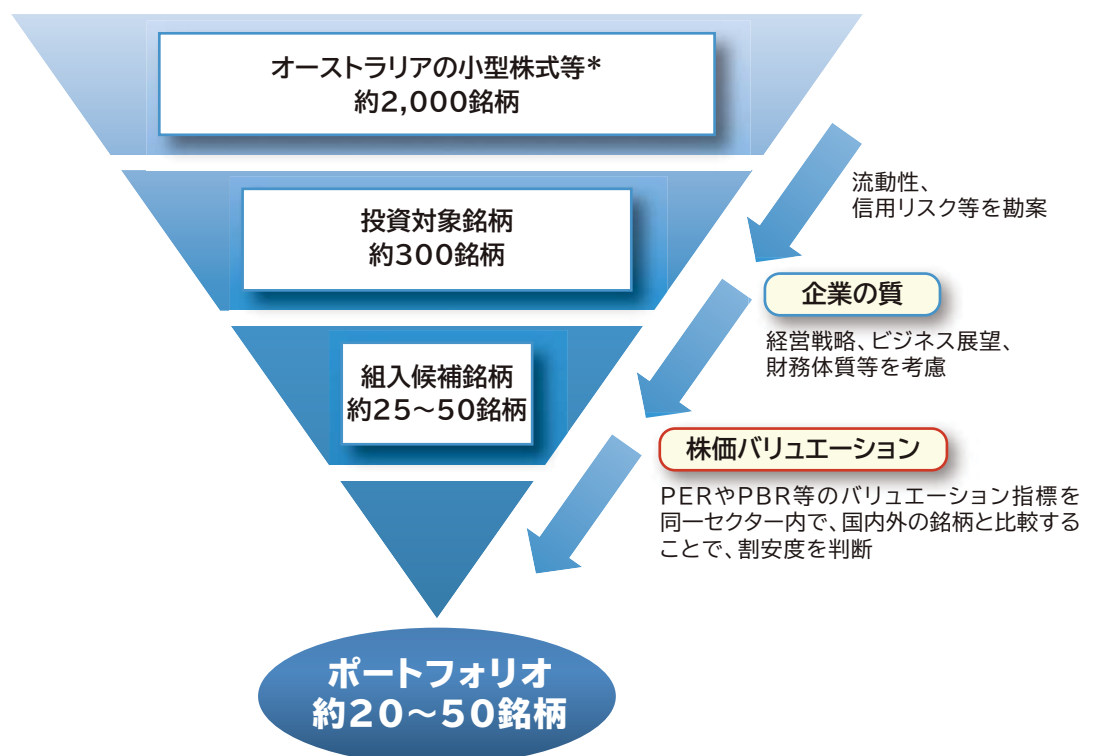
アバディーンは、1983年に英国のアバディーンで設立された独立系の資産運用会社です。世界33カ所に拠点があり、世界中に約600人以上の運用プロフェッショナルを含む2,000人以上のスタッフを擁しています。

日本においても、機関投資家向けを中心に豊富な運用実績があります。

当ファンドは、オーストラリア拠点であるアバディーン・アセット・マネジメント・リミテッドが運用します。

※2014年6月末現在

ポートフォリオ構築プロセス



* 小型株式等とは、アバディーン・アセット・マネジメント・リミテッドの独自の分類による小型の株式等をさします。なお、株式等には、DR（預託証券）、リート（不動産投資信託）を含みます。

※ニュージーランドの小型株式等にも投資します。

※上記は2014年6月末時点のものであり、今後、変更されることがあります。

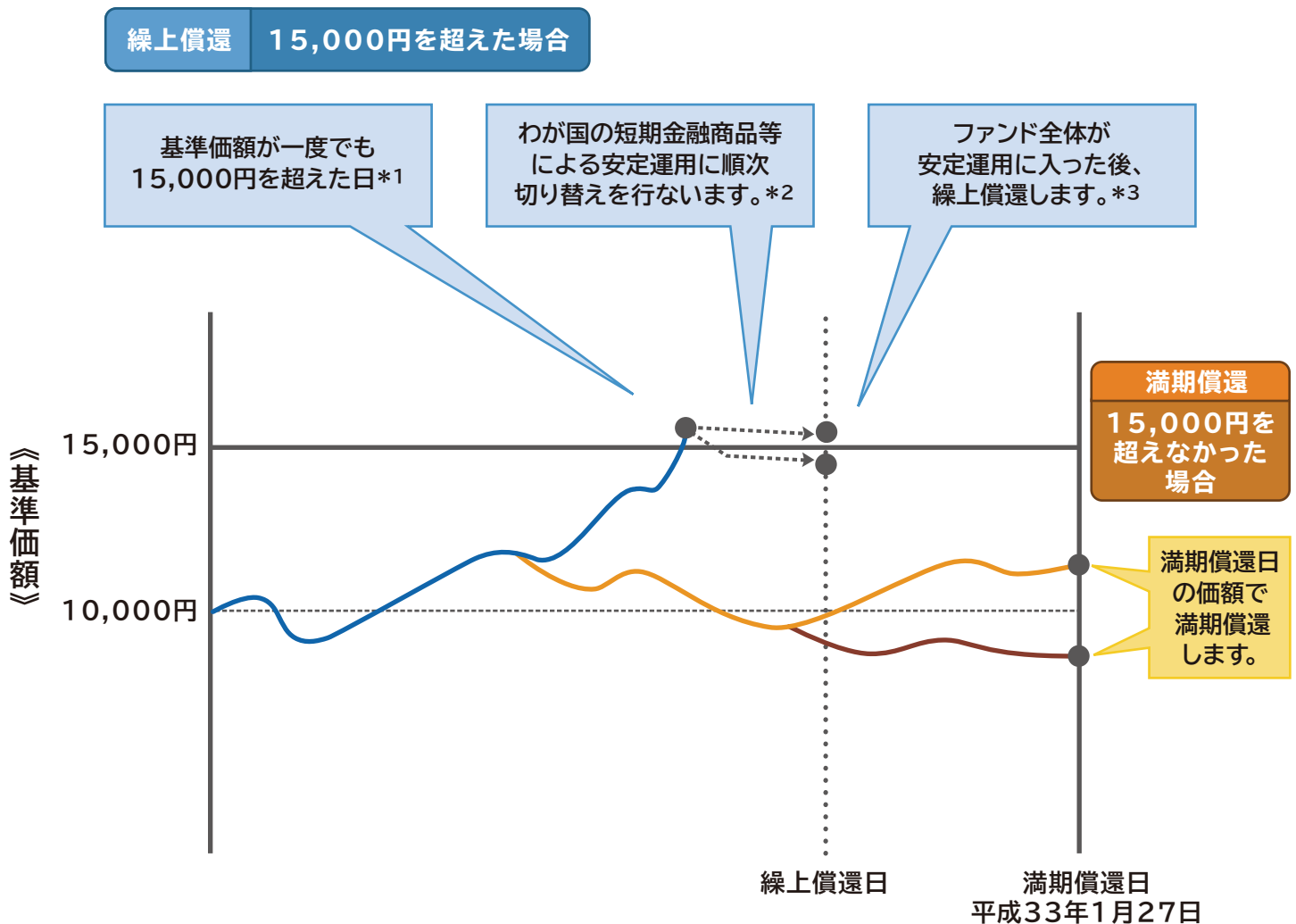
DR: Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。

DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

5 基準価額が一度でも15,000円を超えた場合、 安定運用に入った後、繰上償還します。

◆基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

償還の仕組み(イメージ)



- *1 上記基準価額水準は、安定運用に移行する水準であり、当ファンドの基準価額が15,000円を超えることを示唆または保証するものではありません。
- *2 流動性等により保有銘柄の売却が速やかに行なえない場合や、株式の権利関係等の処理に時間を要する場合などがあるため、基準価額が15,000円を超えてから繰上償還が行なわれるまで日数がかかることがあります。
- *3 基準価額が15,000円を超えてから償還までの市況動向、運用管理費用(信託報酬)等により、基準価額もしくは償還価額が15,000円以下となることがあります。
また、基準価額が15,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。

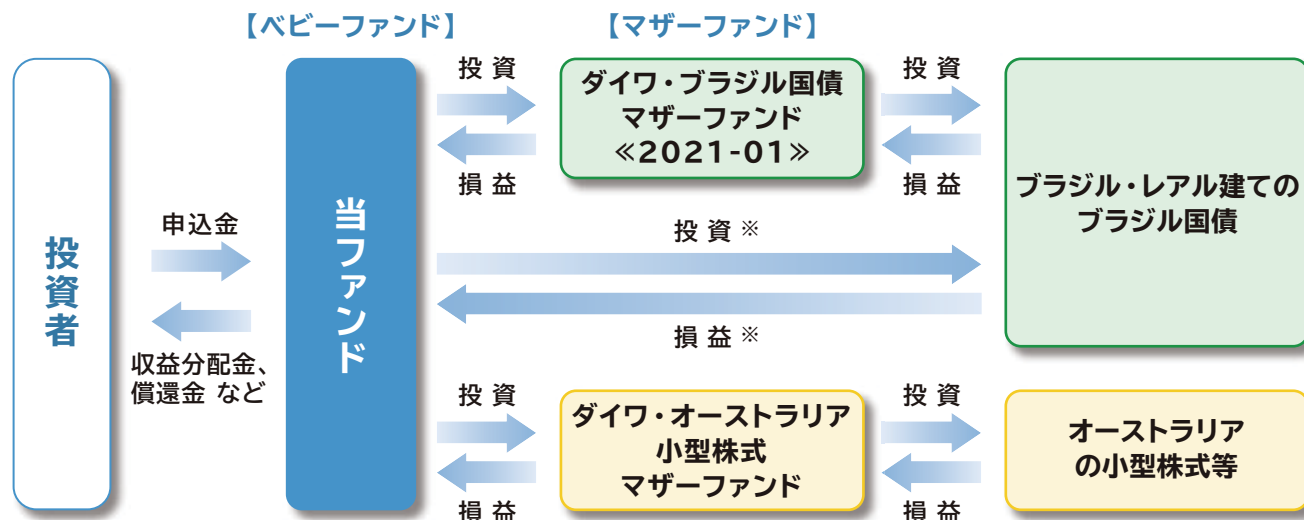
上記は当ファンドの償還について分かりやすく説明するためのイメージです。
当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。



ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※投資環境によっては、ダイワ・ブラジル国債マザーファンド<<2021-01>>に投資せず、直接、ブラジル・レアル建てのブラジル国債に投資することがあります。

◆為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1～4および上記の運用が行なわれないことがあります。

6 毎年9月26日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、平成27年9月26日（休業日の場合翌営業日）までとします。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

7 当ファンドの購入の申込みは、平成26年8月29日までの間に限定して受付けます。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

基準価額の変動要因

- ◆ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆ 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。
リートの価格変動	リーツの価格は、不動産市況の変動、リーツの収益や財務内容の変動、リーツに関する法制度の変更等の影響を受けます。
公社債の価格変動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
そ の 他	イ. 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。 ロ. ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課され、基準価額を下落させる要因となります。 なお、平成26年5月末日現在、税率は0%です。 ※ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、前記の取扱いが変更されることがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点



- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制



- ◆ 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。委託会社は、運用委託先とファンド運営上の諸方針を反映している運用委託契約に基づく投資ガイドラインを締結し、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。



基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成26年8月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成26年8月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成26年8月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成26年8月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ



購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	サンパウロ証券取引所、オーストラリア証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはシドニーの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合せ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購 入 の 申 込 期 間	① 当初申込期間 平成26年8月1日から平成26年8月18日まで ② 継続申込期間 平成26年8月19日から平成26年8月29日まで
設 定 日	平成26年8月19日
当 初 募 集 額	1,050億円を上限とします。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消することがあります。
信 託 期 間	平成26年8月19日から平成33年1月27日まで
繰 上 償 還	●委託会社は、基準価額（1万口当たり。既払分配金を加算しません。）が一度でも15,000円を超えた場合、わが国の短期金融商品等による安定運用に順次切り替えを行ない、ファンド全体が安定運用に入った後、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。ただし、基準価額が15,000円を超えてから満期償還日までの期間が短い場合、繰上償還を行ないません。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき ●すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
決 算 日	毎年9月26日（休業日の場合翌営業日） (注) 第1計算期間は、平成27年9月26日（休業日の場合翌営業日）までとします。
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
信 託 金 の 限 度 額	1,050億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 http://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合せ下さい。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 3.24% (税抜3.0%) です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率1.8036% (税抜1.67%) ※運用管理費用は、毎計算期間の最初の6か月終了日（休業日の場合翌営業日）および毎計算期末または 信託終了のときに信託財産中から支弁します。	
委 託 会 社	年率0.82% (税抜)	※左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額が かかります。
販 売 会 社	年率0.80% (税抜)	
受 託 会 社	年率0.05% (税抜)	
その他の費用・ 手 数 料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で 保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※ブラジル国内債券投資に伴い、ブラジル・レアルを取得する為替取引に対しては金融取引税が課されます。 なお、平成26年5月末日現在、税率は0%です。ブラジルにおける当該関係法令等が改正された場合には、 前記の取扱いが変更されることがあります。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことが できません。	

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 (注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※上記は、平成26年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。